（別紙１）

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　　　　　　種 | 定　　　　　　　　　数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（備考） 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載　　　　すること。